

住民監査請求の結果と見解

住民監査請求人代表

(1) 住民監査請求の結果

1. 12月26日に私たちが行った、2011年12月から2012年6月までに大阪市が、特別顧問などに支払った謝礼（報償費）が違法な支出であり、謝礼の支出権限を持つ橋下市長に損害賠償請求を行うこと、及び特別顧問などに不当利得返還請求を行うことを求めた住民監査請求に対して、2月20日に、監査委員から通知があった。
2. 監査結果は、私たちが求めた通り、エネルギー戦略会議、都市魅力推進会議、新大学構想会議、「新たな区」移行プロジェクトについて、大阪市の附属機関であると認定し、条例化による設置が必要であること、また、謝礼（報償金）ではなく報償費が支払われるべきであったこととして、条例によらない有識者会議の設置と、謝礼（報償金）の支出について違法だと認定した。この点は一定の評価ができる。しかし、橋下市長への損害賠償請求や特別顧問などへの不当利得返還を認めなかったことは不満である。
3. エネルギー戦略会議、都市魅力推進会議、新大学構想会議は、昨年11月20日、大阪市会の議決によって、条例設置の附属機関になったが、「新たな区」移行プロジェクトは、未だ条例設置されておらず、違法な状態が継続している。
4. 私たちは、まず、「新たな区」移行プロジェクトについて、早急に附属機関にするための条例改正を行うこと、また、改正条例が施行されるまでの間、「新たな区」移行プロジェクトの活動を休止し、このプロジェクトで討議してきた「区長権限」や「区割り試案」は棚上げとし、条例化のうえであらためて検討することを求める。
5. また、大阪市は2月15日、急遽、大阪市外郭団体評価委員会、大阪市イノベーション促進評議会、大阪市郊外診療報酬審査委員会など7つの会議を大阪市単独の附属機関として、また、大阪府市医療戦略会議、大阪府市文化振興会議を府市共同の附属機関として、それぞれ設置するため「執行機関の附属機関に関する条例改正」案を大阪市会に提出した。これは、私たちが行った監査請求及び2月6日に行われた監査請求についての大阪

市関係部局の意見陳述と監査委員ならびに請求人からの質問や指摘などを踏まえて提出されたものである。今後、住民監査請求を起こされないための対応策と考えられる。この条例案が付託され、本日 1 時から開かれる大阪市会財政総務委員会を注視したい。

6. 2月6日に行われた大阪市からの意見陳述で明らかとなった、これまで大阪市で条例設置が必要な附属機関と「私的」な懇談会を区別してきた大阪市の内部文書「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」（監査結果16P参照）は、今回のような違法行為を助長するものであるので、廃止すべきである。

7. 監査結果は、府市統合本部が、地方自治法に定める附属機関であることを否認した。では、府市統合本部は、地方自治法上のどのような機関にあたるのか。

監査結果は、附属機関であることを否認して次の様に言う。「府市統合本部は、新たな大都市制度の実現に向け、そのあり方や、広域行政の一元化、二重行政の解消など、府市共通の行政課題についての方向性を、知事、市長を含む本部メンバーにより、行政的に協議、確認し、合意形成を図る場として設けられたものである」「さらに、その場で確認された特定の行政課題の方向性は、直ちに決定事項となるわけではなく、府市それぞれが持ち帰り、その方向性を踏まえて、改めて、それぞれの執行機関内で、最終的な意思決定を行っている。（府市統合本部について）本市は、府市の協議の場として位置付けており、執行機関である知事、市長とその補助機関である副知事、副市長などの行政職員を持って構成されていることなどから附属機関でないことは明らかである」としている。

まさに、このような性格を持つ「府市協議の場」こそ、地方自治法252条の二に定める地方公共団体が共同して設置する「協議会」に他ならない。しかも、監査結果が指摘する通り、府市統合本部は、新たな大都市制度の実現に向けて、合意形成を図る場であり、単なる事務の管理や執行について連絡調整を行うものではなく、また、協議会は法人格を持たず、協議会は最終意思決定の場ではなく、計画やとりまとめた方向性については法的拘束力を持たず、努力義務にすぎないと定められている。

この協議会設置については、大阪市会、大阪府議議会の議決が必要である。しかし、府市統合本部については条例ではなく、要綱で設置されたままであり、違法状態が継続している。

8. 特別顧問・参与は、11月からいっせいに特別職非常勤公務員に切り替えられている。非常勤公務員になる前と後で活動に違いがないにもかかわらず、私たちが求めた特別顧問・参与の公務員性を認定しなかったことは極めて遺憾である。また、外部監査を行わなかったことは残念である。

(2) 監査請求結果についての見解

1. 今回の監査結果は、大阪市会を軽視し、特別顧問・参与を多用し、強引な政策決定を推し進める橋下市長の法令無視の市政運営を明らかにしたものである。
2. 橋下市長は日頃から、コンプライアンスの徹底を主張し、行政への第三者の監査の導入を進め、職員の非違行為には厳罰で臨んでいる。自らの政治判断で設置した会議体の違法性が、監査委員から認定された以上、市長として責任を明らかにするべきである。
3. 特別顧問・参与はこの間、行政・職員のコンプライアンス違反を許さない立場で市政に参画してきた。監査結果は謝礼の返還を求めなかったが、この監査結果を受け、特別顧問・参与自身の良心と信条にもとづき、たとえ一部でも自主的に返金することを求めたい。これまで職員の非違行為を厳しく追及してきた人たちが、自分をどう律するのか、注目したい。

以 上